

いつまで待たせる民法改正！ 選択的夫婦別姓を求める院内集会

アピール

法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年に民法改正を答申してから22年が過ぎました。この間、婚外子相続分や再婚禁止期間の規定は改正され、今国会では、女性の婚姻最低年齢の引き上げが見込まれています。しかし、選択的夫婦別姓は未だに改正の見通しがありません。

最高裁は2015年に夫婦同姓規定を合憲と判断し、議論を国会に委ねましたが、国会では改正に向けた議論はほとんど行われていません。「人権の砦」の役割に期待した多くの人たちが最高裁に失望し、間もなく、再度違憲訴訟も提起されます。

国連の各種人権機関からも繰り返し改正するよう勧告されています。

内閣府は2月10日、「家族の法制に関する世論調査」の結果を公表しました。選択的夫婦別姓制度に賛成が反対を大幅に上回りました。これまで政府は、賛否が拮抗しているとして、慎重な姿勢を示していましたが、今回、賛否に大きな開きが出たことから、停滞させる理由はもはや成り立ちません。

本日、選択的夫婦別姓制を求める多くの市民、法律家、そして国会で議論を進める与野党の代表をはじめ、多くの議員の方々が法改正への決意を表明しました。この集会を機に、早急に法改正を実現する大きな動きを作りましょう！

2018年3月8日

集会参加者一同